

厚木愛甲環境施設組合契約規則

(平成16年4月1日)
規則第12号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 一般競争入札（第2条～第14条）
- 第3章 指名競争入札（第15条～第18条）
- 第4章 随意契約（第19条・第20条）
- 第5章 せり売り（第21条・第22条）
- 第6章 契約の締結（第23条～第29条）
- 第7章 契約の履行（第30条～第32条）
- 第8章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、法令その他別に定めるもののほか、組合の契約について必要な事項を定めるものとする。

第2章 一般競争入札

（入札の公告）

第2条 管理者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札期日の10日前までに公告する。ただし、急を要する場合は、その期間を5日前までに短縮することができる。

2 前項の規定による公告に必要な記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 入札に必要な書類を示す日時及び場所
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- (5) 入札の無効に関する事項
- (6) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (7) 最低制限価格を設けたときは、その旨
- (8) 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決があったと

きに本契約が成立する旨

(9) 前金払その他契約金の支払方法及びその条件

(10) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(資格審査等)

第3条 管理者は、前条第1項の規定による公告により入札参加の申請があったときは、申請者の資格審査を行い、その結果を申請者に通知する。

(入札保証金)

第4条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の7第1項の規定による入札保証金の率は、入札金額（単価による入札にあつては、予定数量に単価を乗じて得た額）の100分の3以上とする。

(入札保証金に代わる担保及びその価値)

第5条 前条に規定する入札保証金に代わる担保の種類及びその価値は、次のとおりとする。

(1) 国債（利付き国債に限る。）又は地方債の証券 その額面金額

(2) 政府の保証のある債券 その額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8に相当する金額

(3) 銀行が振出し、又は支払保証をした小切手 その額面金額

(4) その他管理者が確実と認める有価証券等 管理者が定める額

(入札保証金の納付の免除)

第6条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金（前条に規定する入札保証金に代わる担保を含む。以下同じ。）の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 入札参加者で、過去2年の間に組合、国若しくは他の地方公共団体又はこれらの公社若しくは公団と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであること、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 組合の入札参加資格を有する者で、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないものと認められるとき。

(入札保証金の還付等)

第7条 入札保証金は、入札終了後又は入札の中止の場合に還付する。ただし、落札者の入札保証金は、契約を締結した後に還付する。

2 落札者の入札保証金は、契約保証金に充当することができる。

3 第1項の規定により還付する入札保証金には、利子を付さない。

(予定価格)

第8条 予定価格は、一般競争入札に付する事項に関する仕様書、設計書等により決定するとともに、その予定価格を記載した予定価格書を作成して封書にし、これを開札の際開札場所に置かなければならない。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について、その予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。

(最低制限価格)

第9条 政令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設ける場合は、予定価格の範囲内において、その都度定めるものとする。

2 前項の規定により最低制限価格を定めたときは、前条第1項に規定する予定価格書に当該最低制限価格を併せて記載するものとする。

(入札書の提出)

第10条 入札参加者は、入札書に必要な事項を記入し、記名押印の上、公告において定められた日時及び場所において、当該入札書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、必要があると認めるときは、郵送により入札書を提出させることができる。この場合において、入札参加者は、その封筒の裏面に入札書在中の旨を表示するとともに、書留郵便により郵送しなければならない。

(入札の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札書に記載した金額その他の記載が不明確なもの
- (3) 入札書が所定の日時までには到着しないもの
- (4) 同一入札について、2通以上行った入札
- (5) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (6) 入札者の記名押印のないもの
- (7) 入札保証金を所定の日時までには納付しない者の行った入札
- (8) 委任状を提出しない代理人が行った入札
- (9) 前各号に掲げるもののほか、この規則又は特に指定した事項に違反して行った入札

(入札の秩序保持)

第12条 管理者は、入札者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札者に対し、参加を拒否し、又は退場させるものとする。

- (1) 当該入札について不正の行為があると認められる者
- (2) 組合職員の指揮監督に従わず、又はその職務執行を妨害した者

(落札の通知)

第13条 管理者は、落札者が決定したときは、書面又は口頭でその旨を落札者の通知しなければならない。

2 管理者は、政令第167条の10第1項の規定により最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者としようとするときは、理由を明らかにして落札者を決定し、その旨を当該入札に参加した者に対し、書面又は口頭により通知しなければならない。

(入札の経過調書)

第14条 管理者は、開札をした場合においては、入札の経過を明らかにした入札経過調書を作成するものとする。

第3章 指名競争入札

(指名競争入札参加者の資格)

第15条 政令第167条の11第2項の規定により定める資格は、厚木市、愛川町及び清川村のいずれかに指名競争入札参加登録された業者とする。

(指名基準)

第16条 指名競争入札の参加者の指名基準については、管理者が別に定める。

(指名競争入札の参加者の指名)

第17条 管理者は、指名競争入札に付そうとするときは、指名競争入札の参加資格を有する者のうちから参加者を指名するものとする。

2 前項の規定による指名者として登録された競争入札の参加者の指名は、第2条第2項各号に掲げる事項のうち必要な事項を入札期日の5日前までに口頭又は指名通知書により行うものとする。ただし、急を要する場合は、その期間を短縮することができる。

(準用)

第18条 第15条から前条までに規定するもののほか、第4条から第14条までの規定は、指名競争入札について準用する。

第4章 随意契約

(随意契約の限度額)

第19条 政令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次によるものとする。

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 工事又は製造の請負 | 130万円 |
| (2) 財産の買入れ | 80万円 |
| (3) 物件の借入れ | 40万円 |
| (4) 財産の売払い | 30万円 |
| (5) 物件の貸付け | 30万円 |
| (6) 前各号に掲げるもの以外のもの | 50万円 |

(随意契約の手続)

第20条 随意契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、特別の理由があるときは、1人の者から見積書を徴することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公法人又は公益法人と契約を締結するとき。
- (2) 法令により価格の定められている物品を購入するとき。

(3) 1 件の予定価格が 3 万円以下の物品を購入するとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、見積書を必要としないものと認められるとき。

3 前 2 項に規定するもののほか、第 8 条及び第 14 条の規定は、随意契約について準用する。

4 第 24 条の規定が適用される場合においては、前項の規定は、適用しない。ただし、予定価格の決定については、この限りでない。

第 5 章 せり売り

(せり売り参加の手続)

第 21 条 せり売りに参加しようとする者は、せり売り参加申込書を管理者に提出しなければならない。

(準用)

第 22 条 第 2 条、第 4 条から第 8 条まで及び第 14 条の規定は、せり売りについて準用する。

第 6 章 契約の締結

(契約の締結の手続等)

第 23 条 入札により落札者を決定したとき、又は随意契約若しくはせり売りによる相手方が決定したときは、その決定の日から 7 日以内に契約を締結しなければならない。ただし、管理者が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

2 前項の規定による契約を締結する場合は、必要に応じて次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。

(1) 契約の目的

(2) 契約金額

(3) 契約履行の場所

(4) 履行期限

(5) 契約保証金

(6) 契約金の支払又は受領の時期及び方法

(7) 監督及び検査

(8) 当事者の一方から、設計の変更又は履行の中止の申出があった場合における損害の負担に関する事項

- (9) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (10) 契約不適合責任
- (11) 危険負担
- (12) 契約に関する紛争の解決方法
- (13) 契約の解除に関する事項
- (14) その他必要な事項

3 工事又は製造の請負に係る契約書には、品名、数量等を記載した工事費内訳明細書その他添付の必要があると認める書類を添付しなければならない。ただし、管理者が契約の性質その他特別の理由により添付の必要がないと認めるときは、その添付を省略することができる。

(契約書の省略)

第24条 前条第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が130万円以下の契約を締結するとき。
- (2) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (3) せり売りに付するとき。
- (4) 国、地方公共団体その他の公法人与契約を締結するとき。
- (5) その他随意契約において、管理者が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合には、請書又はこれに準ずる書類を徴取するものとする。ただし、契約金額が10万円以下の契約にあつては、この限りでない。

(議会の議決を必要とする契約)

第25条 管理者は、議会の議決を必要とする契約を締結しようとするときは、議会の議決を得たとき本契約として成立する旨の内容を記載した契約書により、仮契約を締結しなければならない。

2 管理者は、前項の場合に議会の議決を得たときは、遅滞なくその旨を契約の相手方（以下「契約者」という。）に通知しなければならない。

(契約保証金)

第26条 政令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の10分の1以上とする。

(契約保証金に代わる担保及びその価値)

第27条 前条に規定する契約保証金に代わる担保の種類及びその価値については、次のとおりとする。

- (1) 国債（利付き国債に限る。）又は地方債の証券 その額面金額
- (2) 政府の保証のある債券 その額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8に相当する金額
- (3) 銀行が振出し、又は支払保証をした小切手 その額面金額
- (4) 銀行又は管理者が确实と認める金融機関の保証 その保証する金額
- (5) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証 その保証する金額
- (6) その他管理者が确实と認める有価証券等 管理者が定める額

(契約保証金の納付の免除)

第28条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金（契約保証金に代わる担保を含む。以下同じ。）の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約者が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 管理者が、契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約者で、過去2年の間に、組合、国若しくは他の地方公共団体又はこれらの公社若しくは公団と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。ただし、契約金額が500万円以上の工事請負契約につい

ては、この限りでない。

- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 工事請負契約を締結する場合において、契約金額が500万円未満であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国、地方公共団体その他の公法人と契約を締結するとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(契約保証金の還付等)

第29条 契約保証金は、契約履行後に契約者に還付する。ただし、かし担保契約のあるものは、当該契約の期間が終了するまでその全部又は一部を留保することができる。

2 第7条第3項の規定は、契約保証金の還付について準用する

第7章 契約の履行

(前金払)

第30条 契約者は、契約金額が500万円（測量、土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造に係る契約にあつては、250万円）以上の公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項に規定する公共工事のうち、組合が発注するものをいう。）の請負契約について、保証事業会社と、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証書を管理者に寄託したときは、契約金額の10分の3（土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）については、10分の4）以内の前払金の支払を管理者に請求することができる。この場合において、管理者は、契約者が請求することができる前払金額の上限を10億円とすることができる。

2 契約者は、土木建築に関する工事について、前項の規定により保証書を管理者に寄託した場合において、地方自治法施行規則（昭和22年内務

省令第29号)附則第3条第3項各号に掲げる要件に該当するときは、前項の規定により既に受けた前払金に追加して契約金額の10分の2に相当する額以内の前払金(以下この条において「中間前払金」という。)の支払を請求することができる。この場合において、管理者は、契約者が請求することができる中間前払金額の上限を5億円とすることができる。

3 管理者は、前2項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から20日以内に前払金又は中間前払金を支払わなければならない。

(部分払)

第31条 管理者は、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物品の購入契約について部分払の定めをしたときは、その完済又は完納前に、既済部分又は既納部分に応じた代価の一部を支払うことができる。

2 前項の規定により部分払をする金額は、次に掲げる金額を超えないものとする。

(1) 工事又は製造その他の請負契約にあっては、その既済部分に対する代価の10分の9に相当する額

(2) 物品の購入契約にあっては、その既納部分に対する代価に相当する額

(違約金)

第32条 管理者は、契約を解除した場合は、契約金額の10分の1以内の額を違約金として徴収する。ただし、契約保証金等の全部又は一部を組合に帰属させた場合は、この限りでない。

第8章 雑則

(その他)

第33条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。